

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松前町は、後期高齢者医療に関する市町村事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

愛媛県松前町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	松前町は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ・後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ・一部負担金に係る措置に関する事務 ・一時差止めに関する事務 ・保険料の徴収又は保険料の還付に関する事務
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 愛媛県後期高齢者広域連合電算処理システム 3. 収納消込システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバ 6. 宛名口座システム 7. 滞納整理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 資格ファイル (2) 賦課ファイル (3) 給付ファイル (4) 収納納付ファイル (5) 宛名口座ファイル (6) 滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 ・番号法別表第一59の項 2. 番号法第9条第2項 ・松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号及び別表第二 ・【情報照会】82の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号791-3192 松前町役場 総務部 総務課 住所：愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 電話：089-985-4103
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号791-3192 松前町役場 保健福祉部 保険課 住所：愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 電話：089-985-4107

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	I3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項（利用範囲）及び別表第一59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	1. 番号法第9条第1項 ・番号法別表第一59の項 ・番号法別表第一省令第46条（第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号） 2. 番号法第9条第2項 ・松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	番号法9条2項に係る利用の追記及び文章整理
平成29年12月28日	I4②. 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）別表第二 80の項、82の項、83の項（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。） （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項（83の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）に「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項（82の項） 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号。以下「主務省令」という。） ：上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項目における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	1. 番号法第19条第7号別表第二 ・【情報提供】83の項 ・【情報照会】82の項 2. 番号法別表第二省令 ・上記番号法別表第二各項目における省令で定める条項	事後	一部修正及び文章整理
平成29年12月28日	I8. 連絡先	郵便番号791-3192 松前町役場 保健福祉部 保険課 住所：愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 電話：089-985-4115	郵便番号791-3192 松前町役場 保健福祉部 保険課 住所：愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 電話：089-985-4107		電話番号修正
平成29年12月28日	I5②. 所属長	久津那 延幸	保険課長 小池 良治	事後	人事異動（役職追記）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	Ⅱ 1.いつ時点の計算か	平成27年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	評価書の見直し
平成29年12月28日	Ⅱ 2.いつ時点の計算か	平成27年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	評価書の見直し
平成30年1月11日	I1. ③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 愛媛県後期高齢者広域連合電算処理システム 3. 収納消込システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバ 6. 宛名口座システム	1. 後期高齢者医療システム 2. 愛媛県後期高齢者広域連合電算処理システム 3. 収納消込システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバ 6. 宛名口座システム 7. 滞納整理システム	事前	システム導入による
平成30年1月11日	I2. 特定個人情報ファイル名	(1)資格ファイル (2)賦課ファイル (3)給付ファイル (4)収滞納ファイル (5)宛名口座ファイル	(1)資格ファイル (2)賦課ファイル (3)給付ファイル (4)収滞納ファイル (5)宛名口座ファイル (6)滞納整理ファイル	事前	システム導入による
令和1年6月14日	Ⅱ 1. 2.いつ時点の計算か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直し
令和1年6月14日	Ⅳリスク分析	—	Ⅳ1～9を新規記載	事後	評価書の見直し
令和1年6月14日	I5②. 所属長の役職	—	保険課長	事後	記載方法の変更に伴う見直し
令和2年9月1日	Ⅱ 1. 2.いつ時点の計算か	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	評価書の見直し
令和3年9月1日	I3. 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 ・番号法別表第一59の項 ・番号法別表第一省令第46条(第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号) 2. 番号法第9条第2項 ・松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	1. 番号法第9条第1項 ・番号法別表第一59の項 2. 番号法第9条第2項 ・松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	記載方法の変更に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I4②. 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号別表第二 ・【情報提供】83の項 ・【情報照会】82の項 2. 番号法別表第二省令 ・上記番号法別表第二各項における省令で定める条項	1. 番号法第19条第8号及び別表第二 ・【情報提供】83の項 ・【情報照会】82の項	事後	法令改正に伴う見直し (番号法第19条号ズレ)
令和3年9月1日	II 1. 2.いつ時点の計算か	令和2年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	評価書の見直し
令和4年3月11日	I1②. 事務の概要	松前町は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ・後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ・一部負担金に係る措置に関する事務 ・一時差止めに関する事務 ・保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務	松前町は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ・後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ・一部負担金に係る措置に関する事務 ・一時差止めに関する事務 ・保険料の徴収又は保険料の還付に関する事務	事前	特定個人情報を取り扱う事務の追加(主務省令第43条の2の2追加に伴うもの)及び削除(評価書の見直しに伴うもの)
令和4年3月11日	I4②. 法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号及び別表第二 ・【情報提供】83の項 ・【情報照会】82の項	1. 番号法第19条第8号及び別表第二 ・【情報照会】82の項	事前	評価書の見直し
令和4年3月11日	II 1. 2.いつ時点の計算か	令和3年9月1日時点	令和4年3月10日時点	事前	評価書の見直し
令和4年3月11日	IV5. 特定個人情報の提供・移転	十分である	提供・移転しない	事前	評価書の見直し